

第 6 回研究会の議論の概要

【徴収の委託と収納の委託】

| 構成員意見 | 事務局回答 |
|--|---|
| <p>現在予定している地方自治法施行令第158条の2第1項の改正により、分担金等を私人に収納を委託することができるようになった後、私人に収納を委託できない歳入が概ねなくなるということであれば、現行の地方自治法第243条を改正する方向性としては、徴収と収納で、条文そのものを分けるという考え方があるのではないか。（小西構成員）</p> | <p>○ 住民のプライバシーの観点から納入の通知の発出元を地方公共団体とすることや、収納の委託に地方公共団体の裁量を認めることが利便性を高めるのではないかとこの観点から見直しの方向性を整理している。</p> |
| <p>徴収と収納を分け、徴収については限定的に委託をするべきという方向性については賛成する。一方で、収納については、滞納に係る延滞金等まで委託できるが、プライバシーの観点から収納を全面的に私人に委託をするのかについては考える必要がある。収納を委託する場合であっても地方公共団体は説明責任を果たす必要があるのではないか。（木村構成員）</p> | |

【地方公共団体によるチェック機能】

| 構成員意見 | 事務局回答 |
|--|--|
| <p>地方公共団体が個別に委託先の適正性を審査する体制というのは、地方公共団体の体制の観点から現実的ではないのではないかと。方向性としては、地方公共団体が連携して審査をするといった体制があることが望ましいのではないかと。（山本構成員）</p> | <p>○ 受託者に対する地方公共団体のチェック体制について、その具体的な方策が幅広くあるところであることから、引き続き研究を進めていきたい。</p> |
| <p>チェック機能については、既存の機関である会計管理者や監査委員によるチェックでいいのではないかと考えるが、新たにチェック機能を加える場合は、こういったリスクがあるのか、どこを重点的にチェックするかを地方公共団体に明示するべきではないかと。（石川構成員）</p> | |

【私人委託制度の損害賠償責任】

| 構成員意見 | 事務局回答 |
|--|--|
| <p>私人委託することができる対象経費を拡大する場合、地方自治法の賠償責任の規定は今のままで十分なのか検討しなければならないのではないか。（片桐構成員）</p> | <p>○ 地方自治法第243条の2、第243条の2の2の規定の整備についても検証したい。</p> |
| <p>私人委託についても、地方自治法第243条の2の2（職員の賠償責任）に職員の賠償責任の規定を準用する規定を置くべきではないか。（木村構成員）</p> | |

【再委託】

| 構成員意見 | 事務局回答 |
|--|--|
| <p>収納事務を第三者に再委託をする場合、収納を受けた時点で効果が発生することを考えると、再委託先についても受託者と同じ要件を設けるべきではないか。また、収納事務を第三者に再委託をする場合の手續として、地方公共団体の許可を求める方式にするというのは、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の中にも再委託について許可をして、地方公共団体との関係で同じような効果が発生させるというものとする。そういうかたちで明確に法定化をして再委託を規律するという趣旨であればそのようなやり方もあるのではないかと思う。（山本構成員）</p> | <p>○ 再委託の場合の手續は行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第10条に「個人番号関係事務の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。」と規定されている。それらを参考にしながら、委託者である地方公共団体からの許可等の手續を設けた上で、再委託先も受託者と同様の要件とすることを想定している。</p> |

【決済サービス】

| 構成員意見 | 事務局回答 |
|--|---|
| <p>地方公共団体の窓口で支払ができる決済手段は指定納付受託者制度により多様化する一方、コンビニエンスストア等の窓口で支払ができる決済手段が現金又はプリペイドカードに限定されるというのはいかがなものか。制度上・技術上、困難な点があるのは分かるが、チャレンジするべきではないか。（片桐構成員）</p> | <p>○ 構成員の先生方の問題意識に沿って説明できていない部分があるので、御指摘を踏まえて再度整理したい。</p> |
| <p>受託者が受け取った金銭の帰属については、第三者に対する優先権があつて初めて地方公共団体のものといえる。現金やプリペイドの場合、収納を委託した私人に支払をしたときに地方公共団体に納付があつたと整理ができるのであれば、クレジットカード決済等、後納のリスクのある手段にそのような整理を広げてもいいのではないか。（建部構成員）</p> | |
| <p>私人委託制度と指定納付受託者制度のどちらを活用するのかを利用者の選択に委ねることは重要と考えるが、そのときのメリット・デメリットは明確にすることは必要ではないか。（高橋座長）</p> | |